

宅配便運送業務契約書（案）

支出負担行為担当官 中部森林管理局長 佐伯 知広（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、宅配便運送業務に関する契約を次の条項により締結したので、その証
として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年 月 日

依頼者 （甲） 長野県長野市大字栗田 715番地5

支出負担行為担当官

中部森林管理局長 佐伯 知広

請負者 （乙）

条 項

（契約の主要事項）

第1条 この契約の主要事項は、次のとおりとする。

（1）乙の業務の内容

乙は、甲から物品輸送等の指示を受けたときは、これを指定した場所に運送するも
のとする。

（2）契約期間

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

（3）運送費

仕様書別紙1の予定運送金額のとおりとする。

ただし、予定区域・サイズ以外の発送が生じたときは、乙が公表している統一価格
(乙が国土交通大臣に届出た運賃)を適用した運送単価により算定した価格とする。

（4）運送完了期限

引渡し後、乙の公表する期限とする。

（5）契約保証金

免除する。

（権利役務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約に属する権利または役務を、甲の承認を得ないで第三者に譲渡しま
は承継させてはならない。

（運送品の接受等）

第3条 乙は、運送品の引渡しを受けたときは、甲に所定の受領書を発行しなければならない。

(配送先における運送品の接受等)

第4条 乙は、甲の指定する配送先において、引渡し検査に合格したときは、配送票に受領印を受けるものとする。

(天災その他の不可抗力による措置)

第5条 乙は、天災その他の不可抗力により、第1条(4)の期限までに運送を完了できないと認めるときは、甲に通知するとともに、指示を受けるものとする。

(履行遅滞違約金)

第6条 乙は、前条の指示に基づく場合以外であって、第1条(4)の期限を超えて運送品の運送を完了したときは、期限の翌日から起算して当該運送を完了した日までの日数に応じて、当該運送費に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した金額を、違約金として甲の指示により納付しなければならない。

(事故の場合の措置)

第7条 乙は、運送品の滅失またはき損等の事故が発生したときまたはその恐れがあるときは、最善の措置を講じるとともに、甲にその旨を報告のうえ、指示を受けなければならない。

(一時保管)

第8条 乙は、運送品を受理してから、引渡しを完了するまでは、一時保管の責を負うものとする。

- 2 乙の責に帰する理由により、一時保管中の運送品について滅失またはき損等の事故が発生し、甲に損害をおよぼしたときは、甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、甲から運送保険を掛けることについて指示のあった運送品に対しては、甲を受取人とする当該運送品の価値に相当する金額の運送保険を掛けて運送するものとする。
- 4 前項の運送保険に相当する費用は、甲が当該運送品の運送費とともに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、甲から委託された運送品の運送中に、乙の責に帰すべき事由により当該運送品に対して発生した損害については、乙の約款に従い甲に対して損害賠償の責を負う。

- 2 乙は、中部森林管理局及び管轄官署構内において、運送品の積込み、発送等を実施する場合に、乙の責に帰する理由により、甲の所有する建物及び物品に損害をおよぼしたときは、その発生した損害を賠償しなければならない。

(運送費等の支払い)

第10条 乙は、第4条の検査に合格した運送品の料金額を、1ヶ月毎にとりまとめ、支払請求書に当該運送料金明細書を添付し請求することができる。

甲は、乙の提出する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないとときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

- 2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和25年法律第256号）第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要さない。また、100円未満の端数については、その端数を切捨てるものとする。

(業務の履行責任)

第12条 業務が終了したときに、業務の目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、または履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、ただちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不可能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期が経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 甲が種類または品質に関して契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

- 4 前項の規定は、業務が終了したときにおいて、乙が同項の不適合を知り、または重大な過失によって知らなかつたときは、適用しない。

- 5 第3項の通知は、契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行つた後に請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

- 6 乙は、甲から委託された運送品の運送中に、乙の責に帰すべき事由により当該運送品に対して発生した損害については、乙の約款に従い甲に対して損害賠償の責を負う。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部または一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、または履行する見込みがないと明らかに見込まれるとき。
- (2) 前号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、ただちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合または乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第18条に規定する事由によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、ただちに契約の一部の解除を

することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙が、その債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第15条 債務の振り移行が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることがない。

(甲の任意解除権)

第16条 甲は、業務が完了しない間は、第13条または第14条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合には、この契約の全部または一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害をおぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の催告による解除権)

第17条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部または一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって業務を継続することが不可能となったときは、ただちにこの契約を解除することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第19条 第17条及び前条に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第17条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第20条 第13条または第14条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に規定する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成15年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第13条及び第14条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(契約の改定)

第21条 経済事情、運送方法等の変更及び運送料金の改定によって、この契約を改定する必要があると認めたときは、甲乙協議のうえ契約内容の変更を行うものとする。

(契約外事項)

第22条 この契約に定めがない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第23条 この契約について紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する第三者の調停により解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第24条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要さず、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙または乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条または第8条の2（同法第8条第1項または第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったときまたは同法第7条の4第7号若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙または乙の代理人（乙または乙の代理人が法人にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙または乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第25条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部または一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙または乙の代理人に対して独占禁止法第7条または第8条の2（同法第8条第1号または第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙または乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙または乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項または第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙または乙の代理人（乙または乙の代理人が法人にあっては、その役員または使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198号または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙または乙の代理人（乙または乙の代理人が法人にあっては、その役員または使用人を含む。）が違反行為の首

謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙特約条項のとおり

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契

約を解除せざるにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。